

もっと知りたい！

藤岡市のこと

生活に困ったときは、まず相談を

生活困窮者への早期の手厚い支援

「生活困窮者自立支援事業」とは、生活保護に至る前の段階で、さまざまな事情によって生活に困っている人に対する「第2のセーフティーネット」として、包括的な支援を行う事業です。生活保護に至る前の段階から、一人一人の状況に応じた早期の支援(相談支援など)を行うことで、困窮状態からの早期自立を図ります。

本市では、相談業務を社会福祉協議会に委

「10年、20年先の都市環境を創造するまちづくり」をテーマとした藤岡市の施策を紹介します。

問い合わせ 福祉課(☎402297)
社会福祉協議会(☎258456)

託し、福祉課内で専門の支援員が相談に対応しています。相談は無料で、秘密は厳守されます。安心して相談してください。

自立支援事業として本市が実施する事業

- ▷自立相談支援事業
- ▷住居確保給付金事業
- ▷子どもの学習・生活支援事業
- ▷就労準備支援事業
- ▷家計改善支援事業

そのほかの事業

- ▷フードバンク
- ▷生理用品配付など



困ったときの8月の無料相談

日常生活に関する悩み事、困り事の相談を無料で受けます。相談員は各分野の専門家で、秘密は厳守します。

相談	日時	会場	予約	問い合わせ
法律相談	1日(金)・7日(木)・19日(火) 午後1時～4時	市役所本庁舎	下記期日から電話またはふじおか電子申請受付システム(右記2次元コードを読み取り)で予約 ▷1日=7月18日(金) ▷7日=7月24日(木) ▷19日=8月5日(火)	
行政相談	13日(水)・20日(水)・21日(木) 午後2時～4時	市役所本庁舎 21日は地域づくりセンター鬼石	当日会場へ(予約不要)	地域づくり課 (☎402211) 
人権相談	8日(金)・22日(金) 午後1時～3時	市役所本庁舎	当日会場へ(予約不要)	
不動産相談	20日(水) 午後1時30分～3時	市役所本庁舎	電話またはふじおか電子申請受付システム(右記2次元コードを読み取り)で予約	
心配ごと相談	13日(水)・27日(水) 午後1時～4時	総合学習センター北棟	当日会場へ(予約不要)	市社会福祉協議会 (☎225647)
相続・遺言相談	19日(火) 午後1時～3時30分	総合学習センター北棟	要予約	
ボランティア相談	毎週月～金曜日、9日(土) 午前8時30分～午後5時	総合学習センター南棟	予約不要 ▷相談方法=電話・面談	
青少年相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後4時 毎週土・日曜日 午後1時～4時	青少年センター (教育庁舎内)	予約不要 ▷相談方法=電話・面談・LINE (アカウント名:藤岡市青少年センター)	青少年センター (☎241150)
教育相談	毎週火・木・金曜日 午前9時～午後4時	教育研究所 (教育庁舎内)	予約不要 ▷相談方法=電話・面談	教育研究所 (☎239801)
家庭児童相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後4時	保健センター	予約不要 ▷相談方法=電話・面談	子育て応援課 (☎402268)



『安全な森づくり』

埼玉県本庄市出身の横尾幹です。4月から地域おこし協力隊として藤岡市の林業振興のために活動しています。現在は、森林組合で間伐や下草の刈払いなどを行いながら、資格の取得や林業に関する研修にも参加しています。

林業に興味を持ったのは、大学時代に災害支援の活動で土砂災害により倒壊した家屋を何度も目にし、森林を適切に管理することの重要性を強く感じたことがきっかけです。また、国土の60%以上が森林である日本では、林業の担い手不足や所有者不明の山林の増加など、課題が山のように積み上がっていることを知りました。そのため、林業を通して土砂災害によって失われる命を少しでも減らし、豊富な森林資源を有効活用する「安全で持続可能な森づくり」を行っていききたいと思います。

地域おこし協力隊
横尾 幹



協力隊の活動はこちら

問い合わせ 森林課(☎402316)

人権を考える アイヌの人々

アイヌの人々は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道に古くから住んでいた先住民族です。独自の言語・文化・生活習慣を持ち、その豊かな伝統を継承してきました。しかし、長い歴史の中で、彼らは社会的な差別や不当な扱いを受け、その人権が十分に守られない時代が続いてきました。平成20年に、日本政府はアイヌの人々を先住民族として正式に認め、その文化の保護や人権の尊重に向けた取り組みを進めています。いまだに多くの課題が残されています。

アイヌの人々への差別

明治時代の北海道開拓で、日本政府はアイヌの人々の土地や資源を奪い、アイヌ語の使用や伝統的な風習などを否定する同化政策を進めました。このような背景の中で、アイヌの人々は教育や就労の面でも不利な状況に置かれました。その結果、教育水準や経済状況、生活環境に格差が生じ、アイヌの人々は、差別や偏見を受けながら生活することとなりました。その影響は今も残っており、失われたアイヌ文化の再生・継承や経済的な格差・社会的な偏見の解消が課題となっています。

文化・伝統を守る取り組み

平成9年にアイヌ文化の振興とアイヌの伝統などに関する国民の知識の普及・啓発を図るために「アイヌ文化振興法(通称)」が制定されました。平成31年には、アイヌの人々の民族としての誇りを尊重し、共生社会の実現を目指した「アイヌ施策推進法(通称)」が制定されました。さらに、令和2年には、北海道白老町にアイヌ文化の復興・創造などの拠点となる「ウポポイ(民族共生象徴空間)」が設立され、アイヌの歴史や文化を学べる場として活用されています。

アイヌの人々の人権を守る、尊重することは、単に彼らのためだけではなく、社会全体の多様性を認め、より公正な社会を築くことにつながります。全ての人が平等でその人権が尊重されることは、日本国憲法の基本原理であり、日本国民全員の利益となります。

問い合わせ 生涯学習課(☎26888)

私たちどこでもいっしょ